

第17回

日本海・九州西広域漁業調整委員会

平成23年3月3日（木）

水産庁

### 1. 開催日時

平成23年3月3日(木) 13:00～

### 2. 開催場所

コープビル第3会議室

### 3. 出席委員

#### 【会長】

学識経験者 橋本 明彦

#### 【都道府県海区互選委員】

北海道海区 市山 亮悦

青森海区 角田 順一

秋田海区 小坂 榮一

山形海区 齋藤 辰男

新潟海区 小田 政市

富山海区 上野 八太郎

石川海区 志幸 松栄

福井海区 齊藤 洋一

京都海区 佐々木 新一郎

兵庫海区 吉岡 修一

鳥取海区 生越 日出夫

山口海区 上野 知昭

福岡海区 中園 明信

佐賀海区 谷 雄策

長崎海区 大久保 照享

熊本海区 福田 靖

鹿児島海区 野村 義也

沖縄海区 桃原 仁一

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	森脇 寛
漁業者代表	野村 俊郎
漁業者代表	田中 猛
漁業者代表	伊藤 保夫
漁業者代表	中川 善文
漁業者代表	川越 一男
漁業者代表	濱村 尚登
参考人	西野 正人

4. 議題

- (1) 資源回復計画及び委員会指示について
  - ① 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況について
  - ② 日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2 そうびき）包括的資源回復計画の取組状況について
  - ③ 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画の取組状況について
  - ④ 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示について
  - ⑤ 有明海ガザミ資源回復計画に係る委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロの資源管理及び委員会指示について
- (3) 資源管理に関連する連絡・報告事項について
- (4) その他

## 5. 議事内容

### 開 会

#### ○坂本管理課課長補佐

それでは、ただいまから第17回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。本日は海区互選委員のうち島根県の岸委員、農林水産大臣選任委員の清野委員、潮田委員が事情やむをえずご欠席されておりますが、委員定数29名のうち定足数であります過半を超える26名の委員のご出席をいただいております。漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき本委員会は成立していることをご報告いたします。また日本海かにかご漁業協会の西野正人会長にも、参考人として前回同様ご出席いただいておりますのであわせてご報告いたします。それでは議事進行を橋本会長お願いいたします。

#### ○橋本会長

会長を仰せつかっている橋本でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方はじめ来賓の方々におかれましては第17回日本海・九州西広域漁業調整委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の委員会では本委員会に設けられた部会の区域をまたがる資源回復計画及び資源回復計画に係る漁業法第68条に基づく本委員会の指示についての議題が用意されております。

部会の区域をまたがる実施中の計画としては、「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」、「日本海・西部九州西海域底びき網漁業包括的資源回復計画」、それから「日本海西部・九州西海域マアジ資源回復計画」、これらについての取組状況の報告等に加えまして「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」、それから「有明海ガザミ資源回復計画」、この2つについては計画に関連する本委員会の指示についてご審議をいただくこととなっております。また、今後の太平洋クロマグロの資源管理について、沿岸クロマグロ漁業の届出制の導入に係る本委員会の指示の議題についてもご審議をいただくことになっております。委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会でございますが、水産庁から本年1月11日付で就任された宮原水産庁次長、それから江口資源管理部長、内海管理課長、長谷沿岸沖合課長、木島資源管理推進室長ほか多数の方が出席されております。議事に入ります前に、水産庁を代表しまして水産庁宮原次長よりご挨拶をお願いします。

## ○宮原次長

こんにちは。水産庁の宮原でございます。本日、第17回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催にあたりまして、ひと言ごあいさつ申し上げます。まずは委員の皆様方、それから参考人の方々、大変お忙しい中今日お集まりいただきましてありがとうございます。また日ごろからの資源管理のための取組、ご努力に対しまして改めて御礼申し上げる次第でございます。資源回復計画につきましては、全国で18の広域計画、それから48の地先の計画が実施されているということでございます。今後とも水産庁としましては、この資源管理体制の継続を強化して参りたいと思っておりますので、改めてご協力をお願いしたいと思っております。

今日の機会に2つ話題を提供させていただきます。一つは23年度から実施することになっております資源管理・漁業所得補償対策でございます。これは事業名にございますとおり、資源管理が前提となった所得補償対策でございます。この実施にあたりましては、地元の資源管理の取組が大変重要でございまして、この点からも皆様方の今後とも、これまでも増してのリーダーシップを期待したいと思っておりますし、ぜひできるだけ多くの方々、多くの漁業者が参加されるように皆さんの取組を続けていただければと思います。

もう一つは燃油のセーフティーネット事業のことでございます。ご案内のとおり、大変最近新聞紙上あるいはニュースで中東、アラブ諸国の政情不安定についてのニュースが流れておりますが、この中でやはり原油の値上がりというものが今後、危惧されるところでございます。この燃油の対策につきましては、かつての大変高騰した際に打ち出した燃油対策がある意味、後手後手に回って、実際に燃油対策が発動した時には燃油の価格が下がってきてしまったという苦い経験があったもので、セーフティーネット事業という新しい事業を作って、これに事前から入ってきていただいて、それで燃油高騰の際には直ちに発動できるようにということで事業を作りました。残念ながらまだ30%ぐらいしか入っていただけていないんですね。それで、これを何とか皆さん、地元に戻られたらぜひできるだけ多くの方が3月中に入ってくださいようにご協力ください。入っていただいていることが今後の燃油対策の支援につながる前提でございますので、何とか3月中に入っていないと、この対策の対象にできないんですね。ぜひ、この加入率を上げていただけるよう一層のご努力をお願いしたいと思うところでございます。

本日はたくさん議題があるようですから、効率的に議事が進み、有益な会合になるように期待申し上げまして私のご挨拶といたします。ありがとうございました。

### ○橋本会長

どうもありがとうございました。それでは、最初に、本日、お配りしてあります資料の確認を行いたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

### ○坂本管理課課長補佐

ご挨拶が遅れましたけれども、事務局を務めます水産庁管理課の坂本でございます。それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、委員名簿、配席図、出席者名簿がございまして、ここからが説明する資料ですけれども、資料1、資料2、資料3、資料4-1、資料5、資料6-1、資料7-1ということで、ダブルクリップどめをしたものが一つ入っております。その次に資料8-1と、資料は以上でございます。よろしいでしょうか。不足等ございましたら説明の途中でも結構ですので、事務局までご連絡いただくようお願いいたします。それでは、会長、進行をお願いいたします。

### ○橋本会長

それでは、議事に入らせていただきますが、恒例でございますが、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人をまず最初に選出しておく必要がございます。事務規程第12条により会長の私からご指名をさせていただきます。本日の委員会の議事録署名人としては、都道府県互選委員からは新潟県の小田委員に、それから農林水産大臣選任委員からは野村俊郎委員のお二人に議事録の署名をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは議題に入ってまいりたいと思います。

議題(1)の「資源回復計画及び委員会指示について」という議題です。本日の委員会では、本委員会に設けられた部会の区域をまたがる資源回復計画の取組状況の報告等を受け、また、漁業法第68条に基づきます資源回復計画に係る本委員会の指示について、ご審議をいただくこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは議題(1)の始めに「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況について」という(1)の①の議題でございます。事務局から説明をお願いいたします。

### ○三上境港漁業調整事務所資源管理計画官

境港漁業調整事務所の三上と申します。よろしくお願い申し上げます。では「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況」ということでご説明させていただきます。

資料1ですが、昨年11月以降、本年1月末日現在までの漁業者協議会等の開催実績といたしまして、最初に境港へ陸揚げしている新潟県、鳥取県、島根県の各漁業者に関し記

載しております。おおむね、毎月のペースで境港ベニズワイガニ産業三者協議会というものを開催しております。ベニズワイガニ産業の状況について意見交換をするとともに、記載のとおり多岐にわたって議論等をしているところでございます。このほか、大臣許可の各漁業者による日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定にかかる検討会というものも開催しております。資源の利用の合理化を図るための自主的な取組としまして、資源管理協定の締結に向けた検討がなされているというような状況でございます。またベニズワイガニ漁場の合理的利用を図るための漁場利用に関する検討会というものも開催されておまして、大臣許可のベニズワイガニ漁業の発展に資する有効な漁場利用等についての議論がなされております。

次ページをご覧くださいと思います。兵庫県香住港へ陸揚げしている兵庫県の各漁業者において、こちらも相当の頻度をもちまして、漁業者、関係団体、行政機関と協議会等を開催しております。資源管理の取組及び漁場利用等についての意見交換がされておまして、先ほどと同様に資源管理協定の締結に向けた検討が境港陸揚げ各船の漁業者とともになされているというような状況でございます。

次の紙面をご覧くださいと思います。本計画に基づく取組としまして、同様に11月から本年1月末日現在ということでまとめさせていただいております。4つの県別に記載しておりますけれども、内容につきましては今申し上げたような2つの陸揚げ港ごとの取組にまとめております。一つは境港陸揚げということで、新潟、鳥取、島根の各県、各漁業者にかかわる取組となります。休漁と漁獲量の上限設定、減船、改良漁具の導入及び小型ガニの保護に関しまして前回、本委員会でご説明させていただいた内容と同様でございますけれども、ご覧のような取組状況というふうになってございます。

もう一方の香住陸揚げ港の兵庫県の各漁業者にかかる取組でございますけれども、休漁、減船、改良漁具の導入及び小型ガニの保護に関しまして前回、本委員会でご説明させていただいた内容と同様でございますけれども、ご欄のような取組ということでございます。漁獲量の上限設定に関しましては、前回本委員会におきまして、計画内容の変更についてお諮りさせていただきましたところですが、一部計画変更させていただきました。現在、当該措置の取組が可能というような形になっております。

現時点で香住港陸揚げの大臣許可船1隻につきまして、その取組をしているという状況でございます。

続けて(2)の漁場環境保全措置ということでございますけれども、これも前回と同様

なのですが、新潟、兵庫、鳥取、島根の各県の漁業者につきまして、7～8月のうちの一定期間において海底清掃を実施しているということでございます。大変簡単でございますが、以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**○橋本会長**

ありがとうございました。日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況についての説明がございました。ただいまの説明についてのご質問等があれば承ります。また、それ以外にも、関係県も多いことですし、漁業の現状等の情報提供でも構いません。何か委員のほうから。

**○森協委員**

ここに改良漁具の導入というのがあると思うんですが、21年度から実施されていると。現在実施中ということですが、大体どれくらいの進捗率でしょうか。よろしかったら教えていただきたいんですけれど。

**○三上境港漁業調整事務所資源管理計画官**

お答えさせていただきます。改良漁具につきましては、具体的には、かごに小型ガニ脱出用のリングをつけるというものでございまして、約95ミリの口径のリングをとりつけて脱出効果を高めるというような取組でございます。これにつきましては、現時点ですべての大臣許可船、知事許可船につきまして、つけている個数は統一されているわけではございませんけれども、すべての漁具について取り付けしているという状況でございます。

**○橋本会長**

ありがとうございました。よろしいですか。

**○森協委員**

はい。

**○橋本会長**

そのほかに、このベニズワイガニの管理計画に関連しまして何かございますか。西野会長どうぞ。

**○西野参考人**

日本海にかごの西野でございます。先ほどの森協委員のご質問に対しての補足説明なんですけれども、自主管理協定という形で、今の資源回復計画を効果的に実施できるように、いろいろと自主的に協定を結んでいます。その中で特に今回、実は本当にお恥ずかしい話なんですけれども、協定違反が一件ございました。

これは先ほどのご質問があった小型ガニ脱出用リングの導入に関して、リングをつけるということは、逆に言えばある一定期間がないと小型ガニが逃げる時間がないということで、3日以上の上積時間を自主管理協定の中に入れてあります。今回実は4時間程度、早めに上げたという事例が見つかりまして。本来でしたら許可条件になっていない部分ですので、周知徹底が十分になされていない部分もあるにはあったんですが、厳粛に処分を行っております。ご参考までに、自主管理協定の違反に関しては10日間の停船という形で行っております。これからも、今の資源回復計画に基づく取組を効果的に進めるように努力してまいりますので、ご理解方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。大変厳格な運用をされているようですが。ほかにこのベニズワイガニに関連しまして何かご発言等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかにないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

次に、日本海西部・九州西海域底びき網漁業、これは沖合底びき網の2そうびきの、包括的資源回復計画でございますが、この取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○後藤九州漁業調整事務所資源管理計画官

九州漁業調整事務所の後藤と申します。よろしくお願ひします。日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画の取組状況につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料2をご覧くださいと思います。

まず1ページ目ですが、1に漁獲努力量の削減措置としまして、沖合底びき網漁業につきましては平成18年に一組2隻の減船を実施しており、また漁具の改良としまして、小型魚を選択的に獲り控える改良を施した漁具を、昨年、22年の8月から全船に導入しております。また、昨年の11月の本委員会でご報告しておりませんでした、アカムツの産卵親魚保護のために、昨年8月末から9月末の約1カ月間、対馬周辺の一部の海域で禁漁を実施しております。以西底びき網につきましては、昨年、平成22年5月16日から5月31日までの間、資源保護の観点から係船休漁を実施しております。

2に資源の積極的培養措置としまして、沖合底びき網漁業におきましては、昨年8月、山口県海域におきまして、一万匹のマダイ稚魚を放流しております。

3に漁場環境の保全措置としまして、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業それぞれの漁業におきまして、財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団の補助を受けた平成21

年度漁場環境維持管理事業によりまして、投棄漁具の回収を行い海底清掃に努めたところでございます。2ページ目ですが、本計画の概念図を添付しております。また3ページ目は漁業者協議会等の開催実績を整理させていただいております。取組状況につきましては、簡単ですが、以上でございます。

#### ○橋本会長

ありがとうございます。日本海西部・九州西海域の底びき網漁業、2そうびきの包括的資源回復計画の取組状況についての説明でございました。この資料2の包括的資源回復計画の取組について何かご質問等があれば承ります。よろしいですか。せっかくの機会ですので、この説明そのものでなくても構いませんが。現状の漁業の状況であるとか、そういったことも含めて情報提供でも結構ですけども。

#### ○濱村委員

2そうびきの沖合なんですけど、網の目合いについて、昔は有結の網を使っておったわけなんです。それをここ数年、無結節の網にしまして、目合いを結構大きくするような取組を現場としてはとっておるわけです。山口県も島根県にもおいて、ほとんどの船とまではいなくても、大体有結の網を使わず無結の網にして目合いを大きくして、小さい魚を逃すような努力をしています。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。今、取組状況で説明のあった改良漁具、これは2段階になっている選別網のことですか。

#### ○梅田九州漁業調整事務所沖合課長

この漁具は、アカムツ保護を目的に水研センターで試験をやったものなんですけど、2段階の選別網ではなくて、上部のところの網目を拡大しているんです。もともと60ミリ程度だったのが100ミリの網目に拡大をしています。

#### ○橋本会長

わかりました。ありがとうございます。ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは包括的資源回復計画の議論から、日本海西部・九州西海域マアジ資源回復計画の取組状況に移らせていただきます。この取組状況について事務局から説明をお願いいたします。

#### ○梅田九州漁業調整事務所沖合課長

九州漁業調整事務所の梅田と申します。よろしくをお願いいたします。資料3の1枚紙を

ご覧ください。日本海西部九州西海域マアジ等資源回復計画の取組についてご説明いたします。

この計画ですが、対象がマアジ、マサバ、マイワシですので、まき網の回復計画と考えていただければいいと思います。まき網といっても、大きな漁船や小さな漁船といっぱいいまして、操業状況がいろいろです。特に大きいのですと1カ月間網船が沖に出っ放し、小さいのですと内湾でやっていて日帰り操業という形態もあります。いろいろですので、取組も一律でみんな同じ事をやるというのじゃなくて、地域、形態によって取組を変えています。ただ、コンセプトとして統一しているのが、小型魚の保護という点です。とにかく小型魚の保護のために何ができるか、それぞれできることをやろうということでやっています。1番、2番と分かれています、1番が大型のまき網の取組です。大型のまき網は、小型魚の漁獲が多かったら漁場を移動しましょうという取組をやっています。実施状況ですが、記載のとおりで、直近ですと4ポツ目ですけども、22年の11月30日に島根沖で漁場移動を実施しています。

続きまして2番、中小型まき網漁業の取組ですが、これは県知事許可の小さなまき網の取組です。これも地域ごとにいろいろ取組を行ってまして、大体、小さいのがとれる時期に休もうということです。山陰でやっているのは、小さいのがとれた時に、臨時的に翌日休もうという取組で、長崎はもともと小さいのがとれる時期に、一定期間休もうという取組です。実施状況は、まず島根ですが、去年9月、10月、11月と3回、臨時的な休漁を実施しています。続きまして長崎県ですが、小型魚の漁獲が多い時期、7、8、9、10の4カ月間、原則として毎週土曜日を休漁という取組をやっています。鹿児島県ですが、1カ月の水揚げ日数18日というのを実施しています。簡単ですが、以上で説明を終わります。

#### ○橋本会長

ありがとうございます。資料3に基づいて日本海西部・九州西海域マアジの資源回復計画の取組状況の説明がございました。ただいまの説明につきまして、ご確認、ご発言ありませんでしょうか。まき網の関係の委員の方どうでしょうか。何かご発言等ございませんでしょうか。特段ご意見ございませんですか。

#### ○野村（義）委員

鹿児島県は、ひと月18日以内ということでやっておるんですけど、小型は全部守られているようでございます。中型のほうは、いまいわからないところがあり、いろいろ苦

情がきますけども、今のところそのままおいている状況です。しかし、おそらく皆さん守っているということを前提で資源管理しているということを一応伝えておきます。

#### ○橋本会長

ありがとうございます。ほかに何かご発言ございますでしょうか。よろしいですか。それでは資料3の議題を終わりにして、今までは取組状況の説明でございましたが、次に「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示」についての議題でございます。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○後藤九州漁業調整事務所資源管理計画官

九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係ります、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示案につきまして、概要で説明したいと思います。お手元の資料4-1をご覧くださいと思います。2本の指示を出すこととなっております。一つ目の指示、第25号は、承認及び届出を実施するためのものです。まず(1)の承認制・届出制の実施としまして、①承認制対象船舶は総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船としております。②漁獲努力量の増加を抑制するために、県ごとに承認隻数の上限を定めております。③届出制対象船舶は、総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船としております。

次の(2)の承認番号の表示につきましては、承認を受けた者とらふぐはえ縄漁船におきましては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示することとしております。

(3)の漁獲成績報告書の提出の取りまとめの期間ですが、平成23年9月から翌24年3月までの操業記録を提出していただくこととなっております。また、操業記録を取りまとめていただくために、提出期限を平成24年4月30日までとしております。漁業者の皆様にはご苦勞をおかけしますが、漁期分をまとめて提出していただくことにしております。それと、(4)の指示の有効期限につきましては、平成23年度漁期ということで、平成23年4月1日から来年24年の5月31日までとしております。なお、5月31日までとしておりますのは、操業記録を漁業者の皆様から当該県を通じて提出していただくことからでございます。

続きまして、2つ目の指示、第26号は、操業期間等の規制にかかるものでございます。

まず(1)としまして、操業期間の制限ですが、海域をAからEの5つに分けて、海域及び浮き縄・底縄の漁法ごとに休漁期間を設定することとしております。

次に(2)としまして、全長25センチ以下、一部海域では20センチ以下ですが、小型魚の再放流に取り組んでいただくということです。それと(3)の指示の有効期間につ

きましては23年度漁期ということで、平成23年4月1日から来年24年の3月31日までとなっております。2ページ、3ページにつきましては、休漁期間、操業期間の概念図を添付させていただいております。

なお、その次のページの資料4-2が、ただいまの委員会指示、第25号案の承認制・届出制の実施に係る指示となっております。もう2枚めくっていただいて、資料4-3が委員会指示第26号案の操業期間等の規制に係る指示となっております。最後にもう2枚めくっていただいて、資料4-4がとらふぐはえ縄漁業承認等の事務取扱要領となっておりますが、これは委員会指示第25号案の取扱要領で、承認及び届出に関する事務の取り扱い等を定めたものです。簡単ですが以上でございます。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示の第25号と第26号、承認制・届出制の実施に係る25号と操業期間の制限等に係る26号という例年どおりのこの2つのセットの指示に係る説明でございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは質問ないようでございますので、本委員会として日本海・九州広域漁業調整委員会指示第25号及び第26号、この2つを指示することで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○橋本会長

ありがとうございます。また、併せまして今後の事務手続き上の部分的な修正、あるいは文言の修正等につきましては、私にご一任いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### ○橋本会長

ありがとうございます。それでは、事務局において、この2つの委員会指示についての事務手続きを進めていただくようお願い申し上げます。それでは引き続き、委員会指示に係るもう一つの案件でございますが、有明海ガザミ資源回復計画に係る委員会指示でございます。事務局から、九州漁調のほうですが、説明をお願いいたします。

#### ○松本九州漁業調整事務所資源管理係長

九州漁業調整事務所の松本と申します。有明海ガザミ資源回復計画に係ります日本海・

九州西広域漁業調整委員会指示案につきまして、ご説明をしたいと思ひます。お手元の資料5をご覧いただきたいと思ひます。平成23年度の有明海におけるガザミの採捕について、今年度と同様の指示を出すこととしております。1の指示の内容につきましては、有明海において平成23年6月1日から同年6月15日までの15日間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止することとしております。それから、2の指示の有効期間につきましては、23年度ということでは23年4月1日から来年24年の3月31日までとしております。簡単でございますが以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。有明海ガザミ資源回復計画に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示、これは第27号ということになります。このガザミの採捕について、15日間、遊漁も含めた採捕の禁止という指示でございます。昨年初めてこの指示を出しまして、来年度も同様の指示を出したいということでございました。この説明につきまして、何かご質問等ございますか。特段ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示の第27号で指示を発することと決定してよろしいでございませうか。

(「はい」の声あり)

○橋本会長

ありがとうございます。また、併せて同様ですが、今後の事務手続き上の部分的な修正、文言の修正等がありましたら、私にご一任願いたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○橋本会長

ありがとうございます。それでは次の議題に進みたいと思ひます。今の指示につきましては、事務局において事務手続きを進めていただきたいと思ひます。では次に、大きな議題の2に移りたいと思ひます。(2) 太平洋クロマグロの資源管理及び委員会指示についてという議題でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○日景管理課資源管理計画官

水産庁管理課の日景と申します。よろしくお願ひいたします。

太平洋クロマグロの資源管理のうち、今回、沿岸クロマグロ漁業の届出制導入に係る委員会指示第28号案につきましてご説明させていただきます。この指示案につきましては

昨年の11月の広調委でお示ししました届出の概要に基づき作成しております。それでは、お手元の資料6-1をご覧くださいと思います。こちらは、沿岸クロマグロ漁業の届出の概要でございます。1枚めくっていただきまして、資料6-2でございますが、1ページから3ページ目まで、こちらについては指示の条文でございます。4ページ以降が別記様式になっております。

それでは資料6-1に戻っていただきまして、委員会指示28号案につきまして、この概要で説明させていただきたいと思います。趣旨については前回もお話ししたとおり、近年、国際社会においてクロマグロ資源に高い関心がある中で、昨年の5月、太平洋クロマグロの管理強化について公表を行ったところでございます。この中で、曳き縄等の自由漁業について、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告書の提出の義務化の方針が出されました。このことから今回、漁業法第68条第1項に基づき、広域漁業調整委員会の指示による届出制を行うものでございます。

まず始めに、届出対象期間及び対象者についてです。平成23年7月1日から平成24年12月31日までの期間内において、動力漁船を使用した日本海・九州西海域でクロマグロをとることを目的とする漁業を営もうとする者でございます。ただし、大臣又は知事等の管理下にある下記の、1から4ですが、この許可漁業等については、届出は不要でございます。次に届出の時期でございますが、平成23年4月1日から同年6月20日までに必要提出書類を提出していただくこととなります。続きまして、届出に必要な書類でございますが、まずは届出書でございます。様式は資料6-2の4ページの別記様式第1号でございます。ただし、所属漁協において一覧表方式による一括処理での届出を導入いたしますので、漁協を経由する場合は資料6-2の5ページの別記様式第2号となります。

次になります。漁船登録原簿謄本については、都道府県が漁船原簿に登録されていることを確認した場合には、原簿謄本を省略できることとしております。資料6-2の4ページ別記様式1号と5ページの様式2号をご覧ください。こちらの下欄のほうに、都道府県確認印とございます。こちらに署名していただくこととなります。また記載事項に変更等が生じた場合は資料6-2の6ページ、別記様式第3号の変更届書を提出していただくこととなります。ただし、船名又は船舶総トン数に変更がある場合は漁船原簿謄本の添付が必要ですが、先ほど届出書と同じく、都道府県が確認した場合は省略することができることとなっております。

続きまして、届出書及び漁獲実績報告書の提出先でございますが、届出者の住所に応じ

て、水産庁の、新潟、境港、九州のそれぞれの漁業調整事務所へ提出いただくこととなります。ただし、下記に掲載されている都道府県以外の届出者は操業海域に応じて、当該海域を管轄する漁業調整事務所へ提出いただくこととなります。

続きまして、漁獲実績報告書の提出につきましては、毎年の漁獲実績を翌年1月31日までに資料6-2の7ページの別記様式第4号で提出いただくこととなっております。ただし、平成23年につきましては、7月から12月までの漁獲実績を提出していただくこととなります。また、先ほど届出書と同じく所属漁協において一覧表方式による一括処理での報告を導入いたしますので、漁協を経由する場合は資料6-2の8ページの別記様式第5号により提出していただくこととなっております。次に指示の有効期間におきましては、平成23年4月1日から平成25年1月31日までとなっております。なお、1月31日末としたのは、漁獲実績報告書の提出が翌年の1月31日となっているからでございます。最後になりますが、官報掲載ですが3月下旬頃に予定しております。また、道府県等の協力も得て周知方をお願いしたいと思います。

なお、最後ですが、25年以降の届出については毎年1月1日から12月31日を届出期間対象とし、委員会指示を行うことと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。今後の太平洋クロマグロの資源管理の取組に関して、沿岸クロマグロ漁業というものを届出制とする新しい委員会指示案について事務局から説明いただきました。新しい指示案でございますし、ただ今の説明について何かわからない点とか質問とかございましたらお聞きしたいと思います。上野委員どうぞ。

#### ○上野（知）委員

二、三お伺いしたいのですが、6-1の資料でこの届出制については沿岸クロマグロ漁業を営もうとする人ですね、となると遊漁者は関係ないんですね。

○日景管理課資源管理計画官 対象となっております。

#### ○上野（知）委員

対象になっていないんですね。山口の見島沖というのは、遊漁者たちが大変たくさんきますが、そこら辺は自由にとっていいということなんですね。それがまず第一点。これからいきましょう。いいわけですね。

#### ○木島資源管理推進室長

現時点では対象とは考えておりません。

#### ○上野（知）委員

それはそれとして、わかりました。それで、一つは昨年だったですかね、この曳き縄というのは、一般的には大体沿岸漁業者ですよね。そうすると沿岸漁業者だけ指示とか、また漁獲報告もあるんでしょうが、負担をかけるようになりますし、昨年度ほかの規制も、産卵場の規制とか何とかもいろいろ水産庁で話されておったようですが、そこら辺はどうなってますかね。

#### ○木島資源管理推進室長

これは次にご説明いたします資源管理指針の中で、まき網漁業に対してはこういう取組をしていただきますということをご説明をいたします。沿岸だけに負担をかけるということではございません。

#### ○上野（知）委員

あとでやられるわけですね。要望しておきます。それともう一点、資源管理なり規制というのは、大変漁業者に負担をかけて、規制をされると生活苦になるというようなこともありますが、そこら辺の痛みを伴うものの補償ですとか、そういうものも水産庁のほうでぜひ考えていただきたい。これも要望でございますが、一つよろしく。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。ほかに何かご質問ございませんでしょうか。新しい沿岸クロマグロ漁業に対する届出に係ることの指示ですので、何かまだわからない点とかありましたら。よろしいですか。それではほかにご質問もないようでございますので、本委員会としてこの日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示第28号ということになりますが、これを指示することで決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

#### ○橋本会長

あわせて今後の事務手続き上の部分的な修正、あるいは文言の修正等ありましたら、同様に私にご一任願いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。また本件につきましては、今後新しい内容の届出制でもございますので、関係県等に対し本委員会指示に基づく届出等に関して、県等にも協力をお願いすることになります。とりまとめ作業等ですね。この協力依頼を行うために、本委員会の会長名で協力依頼の文書を発出したいと考えております。この文書を発出することに関しましても、私にご一任

願いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### ○橋本会長

それでは、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。事務局におきましては本件委員会指示、それからこの協力依頼の文書発出、そういった事務手続きについて進めていただくようお願い申し上げます。それでは次に移りたいと思います。

事務局から資源管理に関連する連絡あるいは報告事項といたしまして、来年度、平成23年度から開始されます資源管理・漁業所得補償対策に係る国の資源管理指針、平成23年度予算、そういったものについての情報提供があるということでございますので、まず国の資源管理指針について事務局からご報告をお願いしたいと思います。

#### ○木島資源管理推進室長

資源管理推進室の木島でございます。よろしくお願いたします。それでは私のほうから資源管理指針、また今後の広域資源に関する方向性について若干お時間をいただいてご説明をしたいと思います。資源管理指針、これは背景を説明しますと、一昨年の民主党マニフェスト、また昨年6月に閣議決定されました新成長戦略におきまして漁業所得補償制度を早く実施すべきだという決定がなされたわけでございます。趣旨といたしましては、これも皆さんご案内のとおりでございますが、資源管理を積極的に行う漁業者に対して、共済制度を活用してより資源の保存・維持・増大を図っていこう、併せて漁業経営の安定を図っていこうという趣旨でございます。

この対策の総額は518億円を要求しておりまして、現在衆議院のほうは通過したようでございますが、年度末にも予算の成立が見込まれているという状況でございます。次に、資源管理指針でございますけれども、これは計画制度に基づいて資源管理をしていこうという趣旨でございます。計画制度、今までも回復計画ですとか漁獲可能漁制度に基づきまず資源管理計画、いろいろと資源管理のための計画があったわけでございますが、例えば資源回復計画は一般的には資源が非常に悪化していった、緊急に資源の回復を図らなくてはならない魚種を対象に、今のところは66計画が作られているわけでございます。また、漁獲可能量制度におきましては、7魚種が対象となっておりますが、それ以外にも、例えば資源の状況が非常によい資源であっても中位の資源であっても、それぞれ各浜におきましては適切な資源管理が講じられ、また今後もその必要があるわけでございます。そのようなすべての資源について、またすべての漁業において、資源を適切に管理することによ

て資源の増大を図る、底上げを図る、このことによって、我が国の国民に対する安定供給や経営の安定を図っていこうというのが趣旨でございます。

今回お示ししますのは国の指針でございます。これは、大臣管理漁業に関しては国がその方向性を定めるということでございます。また都道府県の漁業、例えば知事許可漁業ですとか免許漁業、それから自由漁業などについては、各都道府県におかれまして指針が定められ、今後それに基づいて計画が作られるということになるわけでございます。今回お示ししますのは、例えば先ほど上野委員からお話ございましたような大中型まき網漁業においてクロマグロの資源を守るためにどういうことをするのか。またアジ、サバ、イワシなりスケトウダラなり、それぞれ大臣管理漁業においてどのような取組をしていくのかということをもとめたものでございます。ただ、内容的には後で若干詳しくご説明いたしますけれども、今やっている対策なり、またここでご審議いただいている回復計画なり、従前の取組を内容を精査し、必要に応じて付け加えをし、そのような資源の状況にあわせて取組をしていこうという内容でございますので、その辺については、あらかじめお断りしておきたいと思っております。

次に、指針の内容でございます。この資料7-1、7-2、7-3と3つございます。これは先月23日に行われました水産政策審議会におきましてご審議いただいたものでございます。審議会の審議事項ということで処理をさせていただいておりますが、この7-3が本体でございます。7-1、7-2については、7-3が非常に分量があるものですから、そのエッセンスの部分を抜き出してまとめたものであるとご理解をいただければと思います。

まず7-1をご覧くださいと思います。この資源管理指針と申しますのは、各魚種の資源状況に応じてその資源の管理の目標を定め、その資源の管理の目標を踏まえて各漁業者がどのような取組をしていくのか、また各地域でどのような取組をしていくのかということを内容を整理をしたものだという理解をしていただければと思います。

この資料7-1につきましては、サンマから始まりまして、主要な魚種に関しまして今資源がどうなっているのか、どのような資源の管理をしていくべきなのかということを中心にまとめたものでございます。まず資源状況につきましては水産総合研究センターが毎年資源評価を行いますものですから、それを簡単にまとめてございます。一方、資源管理目標に関しましては、例えばサンマであれば現状の資源動向を維持するという内容になってございます。これは漁獲可能量制度と内容的には同じ内容としております。それから、

スケトウダラ、マアジ、マイワシ、サバといろいろ書いてございますけれど、例えばサバ、皆様ご関心があろうかと思いますが、サバに関しましては、例えば、マサバの太平洋、対馬暖流、それぞれ資源状況がごく簡単に書いてございます。また、太平洋であれば産卵資源量の45万トン回復するんだということも書いてございます。

それから、先ほどお話がございましたクロマグロが5ページでございます。クロマグロ資源の状況でございますけれど、資源の状態は総じて中位であると、中間的な水準だということが推定されているわけですが、未成魚の漁獲が多い、近年、親魚量が減少しているということで、若干、将来の資源水準の悪化が懸念されているという状況にあるわけでございます。また、国際社会におきましても非常に関心が高い魚種であるということから、未成魚の漁獲を抑制、削減することによって、親魚の資源量が中長期的に適切な変動の範囲内に維持されるように、また過去の最低水準を下回ることはないように管理をするというのが、今回、国のほうで定める方針であるということでございます。

また、今回の資源管理指針は、わが国の周辺水域だけではなくて、遠洋漁業に対しても資源管理を適切に行うべきであり、これは我が国が世界に水産国として先導的な立場をとるという立場からも適切な資源管理を率先して行うことを示す必要があるということで、例えばメバチですとかキハダ、それからカツオ、メカジキという遠洋漁業が一般的にとっている魚種についても、資源状況なり方向性についてお示しをしているところでございます。

次に7-2をご覧くださいと思います。具体的に各漁業種類ごとに何をするのかというのが、7-2でございます。さらに具体的には何が書いてあるのかというのは7-3の20ページをご覧くださいと思います。20ページ以降が大中型まき網漁業で、これが一番端的な例というか、すぐ出てくる例なんですが、漁獲量の推移がまずございます。色刷りできれいに作ったつもりでございますが、漁獲量の推移があつてどういう魚をとっているのかというのが、まず総論として挙げられるわけでございます。

一方、資源管理措置のほうでございますけれども、21ページをご覧くださいと思います。まず全海域、大中型まき網漁業がそれぞれ操業区域が異なっているわけでございますけれど、すべての大中型まき網漁業におきましては、休漁を行うということでございます。また北部太平洋では、サバの資源回復計画に従って、そこで決められた措置をとるということに記載しています。それから、先ほどのお話にもありました日本海・九州西部でクロマグロに関しましては、未成魚の漁獲量の上限を設定するということになってござ

います。

特にこのカッコ書きの強度資源管理というところに着目していただきたいんですけども、これは一定の基準があるんですが、私どもが決めておりますのは、年間の漁獲量が1万トン以上、それから漁獲高が100億円以上の非常に重要な資源であって、資源管理をしっかりとやらなければいけない低位にあるものというものが、まず一つ挙げられます。それから、国際的に非常に厳しい管理を求められているもの。今回はクロマグロが国際的にも非常に注目されている魚でございますので、強度資源管理タイプとして何をやりますかといいますと、漁獲努力量もしくは漁獲量を15%以上削減するという非常に厳しい内容でとなっており、こういう厳しい内容を講じることによって、資源の積極的回復を図る、維持を図ろうという取組でございます。今回、日本海のスケトウダラにつきましても、この強度資源管理タイプということで、非常に大幅な努力量削減をする予定でございます。その次に、日本海における太平洋クロマグロ、成魚のほうでございますけれど、これも山陰地区なり北陸地区におきましてクロマグロの親魚がとられているわけでございますが、これについても漁獲量の上限を設定して、より積極的な資源の回復、維持に努めていこうという内容でございます。さらに、そこに書いてございますように、マアジ、マサバ、マイワシの資源回復計画についても、引き続き取り組むことによって、資源の維持、増大を図っていくという内容でございます。

これをご覧いただければわかりますように、新たにやることもあれば、また従来の回復計画を、特に23年度につきましては回復計画がまだ生きているというか実行中でございますので、回復計画と実際にやる資源管理措置と相まって資源の積極的な増大を図っていこうという内容になっております。次に、22ページ、沖底の措置がございます。これは沖底の場合には、大中型まき網漁業よりも操業区域が非常に細かく分けられているということから、それぞれ北海道の太平洋側、青森、岩手といった県ごとに具体的な資源管理措置内容が決められております。それも魚種ごとに決められている場合がかなりございますが、従前の資源回復計画なり、それぞれ地区で行われてきた資源管理措置を整理をし、基本的には今の措置を引き続き実施することによって資源管理を積極的に行っていこうという内容でございます。

それぞれご覧いただければわかるように、各魚種ごと、また漁業種類ごとに細かく何をするのかということ指針の中で決めていったわけでございます。これに当たっては、各都道府県でも同じだと思いますけれども、実際に漁業団体、また水産総合研究センター、

いろいろなところとご相談をしたうえで、実行できるぎりぎりの線がどこなのかということと整理をしたうえでこのような内容になったということについて、ご理解をいただきたいと思います。さらに一番最後、33ページをご覧いただきたいんですけど、これも各県の方は十分おわかりかと思いますが、措置に関しまして履行確認ということがございます。これは500億を超えるお金を投じるということでございますので、そこについて公金が入るということで、実際に計画に従ってやっている漁業者に対して支援をやっているということから、しっかりとした履行確認をする必要がございます。今回も大臣管理漁業もまた知事許可漁業も同じでございますけれども、それぞれ履行確認で各漁業者が提出すべき資料についてここに整理をし、これに沿って履行確認のための資料が出てくるということになっているわけでございます。

今後の話でございますけれども、今月末にも予算の成立が予定を見込まれているところでございます。それに合わせましてこの指針について公表をいたします。これはホームページという形になるのか、今検討しておりますけれども、いずれにしても国の指針ということで公表がなされるわけでございます。大臣管理漁業者におかれましては、この指針に基づきまして、資源管理計画を作ってくださいと。それを私どもが確認を行ったうえで、それぞれこの計画に従って操業を行っていただくという運びになります。また、知事の指針に関しましては、関係都道府県とはすべて、すでに指針に関しての協議が整っております。今後、一部の県はすでに済んでいると聞いておりますけれども、海区の漁業調整委員会におきまして、県の指針をかけていただく。そのうえで予算が成立後に、多分形式上になるがとは思いますが、すみやかに私どもの間で最終的な確認をし、さらに各県の漁業団体に計画の確認をしていただくという運びになります。

一方、今回、資源管理を積極的に進めるということと同時に、518億円、このうちのほとんどが実は共済のお金でございます。それで共済も、これもご案内のとおり、掛け金については3割の上乗せ支援をする、また積立ぷらすについても従前の加入制限を取っ払って、国が3、漁業者が1という非常に手厚い支援になってございます。こういう点で経営の安定を図るという観点からも、せつかく計画を作るわけでございます、またせつかく努力をして資源管理をするわけでございますから、できるだけ多くの方が共済に入っただいて、このお金を使っただきたいと思っております。私どもとしても積極的に旗を振るつもりでございますので、ここにおられる指導者の皆様方におかれまして、できるだけ共済に入っただくようにご指導をよろしくお願いいたします。

また、昨日もお話がありましたけれども、資源管理というだけではなくて、当然売り方の問題もございます。例えば六次産業化法なり、いろいろなツールもございますので、そういうこともうまく活用していただいて、漁業経営の安定の推進にご配慮していただければと思っております。以上が指針の話でございます。次に7-4について、ごく簡単にご報告をいたしたいと思っております。今回の資源管理指針と申しますのは、大臣管理漁業は国が管理方針を示すということになってございます。また、知事管理漁業は知事さんが管理方針を示すということで、従来の、例えば広域資源管理に関しまして、トラフグなりガザミもそうですしサワラもそうなのですが、回復計画は、知事管理漁業であっても国が管理方針を示すというやり方をとってございました。今回はそういうことではなくて、大臣は大臣の管理漁業についてこういうことでやりなさいという方向を示すわけです。そういう点で、各県間の資源管理の調整とか、大臣漁業と知事許可漁業との資源管理の調整をどうするんだという話が当然出てくるわけでございます。平成23年度につきましては回復計画がまだ動いているからいいんですが、24年度以降に関しましては回復計画が基本的になくなります。そういう中で、24年度以降の広域に分布回遊する資源の管理のあり方、各県間の調整については、23年度中にいろいろ皆様方とお話をし、方向性を決めていかなければならないと思っております。

当然、私ども資源管理指針を実施することによって従前の資源管理の体制を壊すと申しますか、壊すというと非常に言葉が悪いんですけども、少しでも後退することがないようにしなければならない、これは当たり前の話でございますので。基本は今の資源管理、回復計画の枠組みを踏襲したいと思っておりますが、それについても23年度に入りましたら、各県、各漁業団体とお話をしながらどういう方向性がいいのか、今の内容でいいのか、もっとやるべきことがないのか、そういうことも含めながら検討を進めていきたいと思っております。今年10月の、次回の広域漁業調整委員会におきまして、その方向性なり、検討の状況なりについてご報告をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上でございます。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。大変分量のある説明でございましたが、資源管理・漁業所得補償対策に係る国の資源管理指針の概要を説明いただきました。まず、今説明いただいたことに関連しまして、何かご質問等、ご確認したい事項とかありましたらどうぞ。小田委員、どうぞ。

## ○小田委員

新潟の小田でございますが、今説明を聞いて、資源回復計画については、23年度は現在、計画を練っているわけですから、やるけども、24年からは資源回復計画は、もうしないということですか。漁業者としてはこれまでもずっとやってきたわけですね。そういう休漁支援もあったわけだし。また、なくても網目制限とか、2日出れば3日目は休むという、こういうような状況でやってきたわけですね、新潟県の場合ですが。その県、その魚をとる漁場の種類によっていろいろな計画を立ててやったわけですが、ここで10年間もやってきたことを、またゼロにするというと、また非常に無駄になっていくのではないかと。

私達はどうしても休漁支援が欲しいからってやるのではないけども、今言うように、漁業所得補償、そういう対策が23年から実施されるわけで、そういう金が出るから資源回復には金はもう使えないんだというような、こういう考えでいいのでしょうか。

それから、2つ3つ、私の質問の仕方が悪いかもしれないけど、所得補償対策、積立ぶらすの件がございますけれども、せっかくこれだけの予算を組んでも、今、後継者がいないわけだ。みんな高齢化するんだと。年いった人は入れないんだといえ、どうしても30%くらい、今日言われたように入りたくたって入れないわけだよね。私達もそうですが。もう少し高齢者に向けたことでもやるんだったらいいけども、年齢制限をすれば、これに入りたくても入れないわけだよ。年いった人でもまだ現役でバリバリ稼いでいる人もあるのに、入れないことになれば、これは何にもならないわけだよ。皆さん方、入れ入れと言ったって、年が入れないというのになっている。こういうこともあるんじゃないですか。

私はあちこち質問がとんだりして申しわけないけれども、24年からは資源回復計画はもうしないんだと。勝手に漁師とか県知事とか県がやれというような、そういうような悪い言い方じゃないけれど、大体の方針は、24年からは資源回復の支援はなしだ、ということではよろしゅうございますか。

## ○木島資源管理推進室長

いいですか。

## ○橋本会長

どうぞ。

## ○木島資源管理推進室長

今の小田委員のお話、非常に耳の痛いというか。今回の回復計画と、所得補償との関係をどう整理するのかという話は、実はかなり議論をした経緯がございます。

ただ、まず回復計画も資源管理指針も、内容、目的は資源の回復なり維持のための措置を定めて計画的に進めていこうという点では同じだということ。あと、回復計画も今いろいろ、休漁支援とかいろいろな支援が出てございます。じゃあ、同じような対策のためにいくつもの支援をするのかという点では、私どもの論理ではないんですが、なかなか財政的な論理からすると、なかなか受け入れがたい部分があるということがあります。ただ、23年度までが多くの回復計画は続いている、実際、年次計画もございます。そういう中で資源管理指針対策の体制が構築されること、実施されることで、回復計画はそれでおしまいだというのは、これはあまりにも現場が混乱するということで、23年度については、並存、一緒に走らせていこうということになったわけです。ただ、非常に残念なことではありますけれども、今の考えでは、休漁支援なりいろいろな回復計画に基づく支援措置に関しましては、23年度で終了いたします。そういう中で、これは先ほどお話がございましたように、例えば高齢の方とか、漁にあまり出ていない方、特に零細の方に関しましては、はっきり言って実は共済のうまみがない場合が多いんです。それは西の県のほうでもそういうお話をよく聞いております。共済では十分救えない、共済ではなかなかうまくいかないんだと。

しかし、資源管理はしっかりしていかななくてはならないことに関して、どのような支援ができるのかということに関しましては、私どもとしても検討をしていきたいと思っております。あと、もう一つは先ほどの話に戻りますけれども、せっかく皆さんが非常に苦労されて、回復計画を10年間やってきたわけです。そのような現場の枠組みを、回復計画を終わらせることによって壊すというのは、これははっきりいって馬鹿げたことでございますから、そういうことがないように、先ほども申しましたように、23年度できるだけ早い段階から、漁業調整事務所なり私たちなりも積極的に現場に行くことでいろいろな話をし、今の枠組みができるだけ残るように、続けられるように調整をいたしたいと思っております。

#### ○小田委員

わかりました。ぜひ、そのようにお願いします。

#### ○内海管理課長

ちょっとすみません。誤解を避けたいのでいくつかコメントさせていただきたいんです

けども。一つは小田委員が積立ぶらすのことを話されて、年齢制限があるじゃないかというふうにおっしゃいました。それで、今動いている積立ぶらすというのは、私は保険管理官をやっていたので、その時にもいろいろ言われたんですけど、今の積立ぶらすは年齢制限もあるし所得制限もありますし、それから経営改善計画を作ってもらおうということで、これは浜の皆様にはえらい不評で、制度としていいんだけどどうにかならんかと言われていました。けれど、その積立ぶらすから、今度新しく所得補償になる積立ぶらすを利用したものについては、その条件は全部取っ払います。ですから、年齢制限はなくなりますので、そこはもう誤解なきよう。お年を召した方でも、ちゃんと入っていただいて、資源管理をしていただければ利用できるということです。それからもう一つ、今まで資源回復計画でいろいろな支援措置があったのという話がありましたけれども、確かにそういう部分でいろいろな手当てを打ってきて、今回所得補償のほうに変えます。これはどういうことかと言うと、資源管理措置を今まで一つ一つ措置を打っていくと、それに対して支援をしてきました。休漁すると、休漁に対して支援を打ってきました。そういう打ち方ではなくて、漁業者の方の全体の収入がどうなるかによって、その部分の支援をしていきましようということです。一つ一つの支援から、最終的な、総合的な収入がどうなるかを見て、そこの支援を打っていかうと変わっていったというふうに見ていただければいいかなと思います。当然、それぞれの措置を打っていて、そこにも補助をいただく、それからまた、収入がそんなに下がっていないのにそこでまた何かいただくということではできないので。

やっぱり選択肢としては、それぞれの措置で打つか、全体を見て打つかどっちかだよということを言われると、今回の制度は個別のものを見るより総合トータルで、もし収入が下がった時には、救済措置がきちり打てるように、収入安定が図れるようにしていきましようということで、今回の対策はそういうふう動いていっています。決して漁業者の方にとっても、僕はそんなに損はない制度だと思いますし、先ほどから出ています、上野委員からもありましたけれども、漁業者は資源管理をすることで少なからず所得に影響があるんですよ。そこに対しての何かの対策はということになると、やっぱり今回、この制度がその部分に効果をもたらすんじゃないかなと考えていますので、ぜひ来年度から各県の皆さんが入っていけるように、それぞれご配慮いただければと考えております。

#### ○小田委員

だいぶわかったけれども、みんな浜の人は、そういった不安があるわけなんでね。そういうような年齢制限もないということであれば、また、加入する人も私たちが加入を勧め

られる。ただ、案外、年配の人が経営を安定させるために、今までの支援を与えられないというから、そんなのはどうだねと。こういうことから、みんな浜が不安を持っているから、こういうことになったんだと。油だって高くなってきているわけだから、なんていうか、どうなるのかわからない状況の中で、何かするということは、私だけじゃない、皆さんがそう思って、やはり何かこういうことを通じて一生懸命、水産庁のほうもやっていたきたいと思いますし、よろしくをお願いします。

○橋本会長

ありがとうございました。ほかに。福田さん。

○福田委員

総額は、518億円ということをおっしゃいましたが、これはどうして決まったわけですか。いろいろ、今までの収入、水産の分をいろいろ試算されてそういう額が出たんですか。

○齊藤（洋）委員

思いつきやろ。

○橋本会長

予算の折衝の関係もあるから……。

○福田委員

いや、結局はその518億円がおりたから、それをみんなにという話になってくるんじゃないですか、これは。

○木島資源管理推進室長

これはまず、全体の7割くらいの漁業者が共済に入っていただくということで、経営の安定を図ってこうという大方針がございます。それに基づいてどの程度のお金が必要なのかという積算をしたうえで518億と。この518億の中に当然、事務費もございます。例えば、今回、各県向け、また団体向けの協議会の経費とか、いろいろなお金もこの中に入っておりますので、総額としては518億円ということになったということでございます。

○野村（義）委員

ちょっと、会長。

○橋本会長

はい、野村さん。

### ○野村（義）委員

この所得補償制度というのは、今の政権の目玉ですけど、ずっと続くの、どうなの。非常に気になってるんですけど。皆さん方の口からは言えないでしょうけども、これずっと政権変わっても続いていくの。そののところが教えてください。

### ○宮原次長

もちろん事務方としては、一度始めたら続けたいんですけど。今の状況だと、私どももなんとも言えないですね。

### ○野村（義）委員

だから、できる状況にあるんですか。さっきの518億円もそうですけども。そういう状況にあるのかどうかというのが、今から続いていくから細部にわたってこういう制限を設けますよ、ということであつたら、本当に真剣に吟味しなくてはいけないけども、いつ止めるかわからないようなものに、あんまり時間とってもどうかなと私は思うんですよ。それよりも、先ほどの、だんだん広域の事業を県に戻すということをさっき言われていましたけれど、県でできるものは県でということ。ということは、我々、先ほども吟味しましたけれども、マチ類、ガザミ含めて、そういうことも含めて県のほうに渡すということなんですか。

### ○木島資源管理推進室長

マチ類でもガザミでも、大臣許可漁業がとっていないんです。今後もとることはないと思うんですけども、そういう漁業の管理というのは、そもそも知事さんが行っておられましたから、その資源の管理についても、基本は知事さんの指針の中で明記をしていただくことになります。沖縄県の指針案におきましても、鹿児島県の指針案におきましても、そういうことが明記されております。ただ、私ども先ほどから申し上げておるのは、確かに今まで複数県がいろいろ苦勞されて、一つの計画を作ってきたわけですから、その計画が壊れることがないように、私どもとしても積極的に中に入って、従前の取組が継続されるように汗をかいていきたいということを申し上げたいと思っております。

### ○内海管理課長

ちょっとすみません。この所得補償500数億の積算はということていろいろとお話がありましたけれども、そこは財務とやるときに我がほうでしっかり積算根拠をもって、そこで折衝した数字です。これは、共済加入の場合の国庫の補助ですとか、それから後で説明ありますけれど、協議会の運営費だとか、いろいろなものを含めての金額です。そうい

うものを含めて、そういう積算にしてあります。ただ、基本的には先ほど言いましたように、共済だとか、積立ふらす、そういったものをベースにしていますので。

共済なんかは、ずいぶん今までの歴史があって、その中で掛け金がどれだけあって、加入率がどれだけで、そこでどれぐらいを見込めば共済金額ベースで大体7割まではいけるかということ。そこにターゲットを絞って積算をしておりますけども、うちの水産庁の部局が、そこできっちり積算をしてあるので、つかみ金じゃないということで、しっかりそういう根拠はありますと。

ただ、あとはやはり、それを利用していただいて、加入者が増えていかないと、せっかく用意した国庫補助もそこで支出することができません。一般的な共済の加入率はそれぞれの種目によって違うんですけども、大体5割までしかきていないということがあります。そういう意味から言うと、たくさんの方に入っていただいて、この制度を利用していただくというところが、スタートラインを迎える我々としては非常に大事なところかなと思っていますので、一つよろしくをお願いします。

#### ○木島資源管理推進室長

この中には養殖の部分も入っておりますので、養殖についても皆様方できるだけ、広調委は直接関わりがないとは思いますが、海区におかれましては、養殖も免許ですから十分関わってまいりますので、養殖についても共済の加入をできるだけ図っていただけるように、よろしくご協力をお願いいたします。

#### ○橋本会長

ありがとうございます。ほかに、何かご意見ございますでしょうか。上野委員。じゃあ大久保委員で。

#### ○大久保委員

木島室長にお願いがありますけど、24年度以降も資源管理の枠組みを継続できますようによろしくをお願いします。長崎県はどうしても、いろいろな問題がありまして、浜におろした時に各県と協議する中でも、資源管理の枠組みがしっかりしておれば話も決めやすいので、どうかよろしくをお願いいたします。

#### ○上野（知）委員

資源管理の指針の関係ですが、話を聞いておると国が一步引いたような感じで聞こえるんですが。10年、15年やってきて指針を変えるというのは、今までの資源管理は失敗だったんですか。どうなんです、そこら辺は。急に指針を変えるということは、どういう

ことですかね。

○木島資源管理推進室長

回復計画から指針に変えるのはなぜかというご趣旨でしょうか。

○上野（知）委員

今、知事の管轄のことは知事がということで。ちょっと質問がわからないかもしれませんが、広域的な魚種については当然その県間をまたぐような、あるいは九州から北海道まで走るような魚というのは、当然国が資源管理なり、そこら辺は国がやるべきだと思うし、資源管理というのは今後も非常に重要なことになると思うんです。本当に資源管理をやる気になれば、昔、サケ、マスのように国が孵化場を持ってこれは絶対やるぞと。国際関係にも訴えていくような資源管理をやっていかなきゃ、なかなか資源回復はおぼつかないと思います。それを今度逆に知事のほうに戻すということになると、水産庁の方ご存じのように、県間の境界もなかなかお互いに話がつかないような状態です。その中で、お互い資源管理を話し合おうといっても、具体的にはなかなか。うわべでは、はいはいと言うかもしれませんが、なかなか難しい問題だなあと。どっちにしても23年度は、そこら辺を話されるということなんで、ぜひ県なり漁業者の声を聞いて、資源管理ができるようお願いをしたいと思います。

○木島資源管理推進室長

若干、言葉足らずだったかもしれませんが、今まで回復計画が知事許可漁業も含めて行われているわけですが、今回、それを知事の指針のほうに移行するという最大の理由は、共済との関係でございます。共済については各県の共済の組合があって、そこで支払いがなされるわけですが、その前提としては履行確認がございます。この履行確認をするにあたって、例えば自由漁業なり免許漁業などについて、国が十全にすべて把握するというのは非常に困難でございます。そういう点で知事の管轄する漁業については、今回は知事の指針のほうで整理していただくということになったわけです。当然、先ほどから、大久保委員からもお話がございましたように、今の特に広域資源に関しましては各県をまたがって、もしくは大臣管理漁業と共生しながらとっているというものもございます。こういうものにつきましては、私ども各漁業調整事務所なりを通じて、できるだけ今の資源管理の枠組みが壊れることのないように最大限努力をしたいと思います。今回の指針によって、先ほどから何回も繰り返しになりますが、今回の指針計画体制の導入によって従前の資源管理が後退することがないように23年度、しっかりと

現場も含めて努力をしていきたいと思っております。

#### ○橋本会長

どうぞ。

#### ○内海管理課長

その部分はものすごく大事な話なので、よく理解してもらおうと思って、室長の補足を少しさせていただきます。所得補償と兼ね合わせた新しい資源管理制度をどうやって作っていくかということの水産庁で議論した時に、今までの資源回復計画は魚に着目していました。このまま魚に着目して資源管理の絵姿を作って、それを共済制度だとかいうものと突合した時に何がおこるかということ、要するに対象者が大臣管理している人間もいれば、知事管理している人間もいれば自由漁業の方もいれば、そこがものすごくばらばらになっていると。そうすると魚で見えていくと、要はそういう細かい支払制度とは突合しないよね、というような話になって。じゃあ、漁業者に突合させて資源管理制度を作っていきましょうという形になりました。

そうすると、すなわち漁業者に着目するということは、それぞれの漁業者のやられている漁業を誰が管理しているかということに行き着くと。そうすると、大臣許可漁業をやっておられる漁業については、国が指針も作り、計画も作って、誰がそこで参入しているのでその方たちはこういう所得補償が受けられますよと。知事さんは知事さんのところで管理している人がこういうことをやっているの、その方が知事管理漁業ということで共済支援を受けられますよと。魚に着目するのではなくて、人に着目してもう一回組みなおさなければいけなかったの、資源管理指針は、今までと違って、国の管理する漁業については国が、知事さんが管理する漁業については知事さんが、という世界になっただけです。そこについて、広域種について国がもう手を引いてほかに任せるのかという話になると、そうではなくて、それは今室長が言ったように、実は資源管理は横の突合、それから各県がやることと国がやることの突合というのが非常に大事になっていくので、それは多分、この場で、こういった場でもう一度スクラムを組み直してやらさせていただくというように考えています。それができれば、今のステータス、今の資源管理の状況の効果を落とすことなく対応できるのではないかと考えていますので。ちょっとそこがややこしいものではあるんですけども、所得補償とくっつけたがゆえに、こういう形、姿になっていったところをご理解いただければと思っています。

#### ○宮原次長

もう一回ちゃんと言いますが、わかりにくいでしょうけど、これは道具ですから。所得補償は、皆さん方が資源管理をする時に、困ったことに対してどう助けるかという道具として使うだけです。資源管理自体については、今のこの場、あるいはこれでも足りない場合は全国の場合を作ってやっています。例えばクロマグロについては、これから14日に全国の関係者、小さい漁業の人から大きい漁業の人まで、全部集めて話をします。そういうようなことをやりながら、こういう所得補償という道具を使って効果的な資源管理をやりたいと思います。

今までのやり方と違いますから、皆さん方戸惑うことがあるかもしれませんが。水産庁はその点については絶対に手を抜きませんから。関係者の皆さんが入って話し合いをして、安心して資源管理に取り組める体制に持っていきたいと考えています。これは何度言っても強調しすぎることはないと思いますが、絶対にそういう考え方でやっておりますので、どうか理解してください。それで所得補償のほうについては、これはお金を出す道具ですから、そういうふうに県の部分がやる部分、国の部分がやる部分というふうに分かれているかには見えますが、だからといって資源管理の面で分けた資源管理をやるつもりはありませんので。そこはよくご理解いただきたいと思います。

○市山委員

会長。

○橋本会長

はい。市山さん。

○市山委員

この漁業所得補償というのは、私たち、正直言っているいろいろな問題はありますよ。でも、今までの制度から見るとかなり前進した制度です。今まで集団加入ということで、本当の何種類しか入れなかったのが総じて窓口も広がるし、負担が少なくなった。すごくいい話で、今、次長がおっしゃったように、私は目玉というよりもアメ玉だと思っているんですよ。でも一つ危惧されるのは、現場では大臣許可というものと知事許可というものと、同じ地域で競合して仕事した時に、言うことも変わるんですよ。そのことを一つ覚えておいてください。

今度、所得補償というものがあるから、それぞれまず資源管理をする、これが条件だと。だからみんな資源管理を守ってくれるだろうという、事務的な考えも入っていると私は思う。けどそれだけでは、やはり現場の整理がつかないという疑問があるんですよ。です

からやはり水産庁が中心になって、現場に行くと、資源を競合して使うときの大臣許可、知事許可というもので、すごい差があるということ認識しながら、ひとつ来年度から指針を遂行していくということになれば、ぜひそのことを、別に私は沿岸よりがどうだとか、沖合いがどうだとかいうことでなく、大臣許可と、知事許可というものに、現場ではそのくらいの差がありますよ、ということをお伝えして、ぜひ今後の仕分けに参考にしていただきたいと思います。

#### ○宮原次長

市山さんの指摘はよくわかるものでございますし、先ほど申し上げたとおり、まず資源に着目して関係者が一同に会して相談しようとしています。それから漁業の商売をしている以上、魚場をどう使うかということが大変いろいろなところで問題を起こしております。この点につきましても水産庁が入って、話し合いをしっかりとやっていこうということです。例えば市山さんのところの北海道では、4者協議をいたしましたけれども、こういっことは手を抜かないでやろう、ということは改めてお約束しておきますので。そういった両者の調整問題、資源問題、両者ともこの所得補償があるがゆえに手を抜くようなことは絶対にありませんので、そこだけは確認しておきたいと思います。

#### ○橋本会長

いろいろ議論が出ましたが。ほかにこの際、何かご質問、あるいは新しい制度移行に際しての要望、そういったものでも構いませんが、何か関連してございますでしょうか。私が思うに、やはりこれまで資源回復計画というもの、魚の資源に着目した切り口の資源管理ということで、長い時間にわたって関係者がこれまで努力して培ってきた枠組み、取組というものが、引き続き新しい枠組みになっても、そういったものが活かされて後退することのないような形で、広域種については、引き続きこういった場を活用しながら、知事許可とか大臣許可とか自由漁業に関係する問題とか、そういったものの連携が図れるような形で、移行していくということを期待しております。

それとともに、水産庁が苦勞して予算を確保していただいた所得補償に関するような仕組みについては、私も昔共済をやっていた都合上よく知っておりますが、やはり加入があつての制度ということになります。この新しく用意された所得補償は、資源管理と組み合わせ、助成についても積立ぶらすの話にしても、昔と比べると非常に手厚い形に設定がされておりますので、どうぞ皆さんも浜のほうに帰られたら、そういった新しい仕組みについての理解を深めるように、ぜひ話をしていただけたらと思います。この際ですから、

ほかには何かご意見等ございますでしょうか。大分ご理解も深まったのではないかと思います。これはなかなか大きな枠組みの変更でもございますから、ちょうど23年度は両制度の並行する期間でございますから、新年度にそういった疑問点であるとか、今後の取組方についてのより有効なやり方であるとか、関係者間で話し合っ、24年度以降の新しい仕組みに備えると期間になると思いますので、ぜひそういった方向についても協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、もしほかになれば、事務局から予算等の説明をすることになりますが、よろしいですか。それでは、次に平成23年度、来年度の予算について、事務局から説明をいたします。資料8の関係です。事務局よろしくお願ひします。

#### ○坂本管理課課長補佐

資料8-1に基づきまして、23年度予算について、私のほうから簡単にご説明させていただきます。先ほども資源管理・漁業所得補償対策、518億の積み上げはというようなご質問がございましたけれども、この積み上げがこちらの1枚目、2枚目にあるものでございます。まず、一番最初にありますのが、資源管理に取り組む漁業者に対する補助ということで、これが400億円。これがいわゆる共済の掛け金の補助、積立ぷらす、新たに1対3になる部分、それに関する新規の予算となっております。

それから2番目、3番目、ここら辺は資源管理指針ですとか計画の策定、それらに関して、それらを作成したり見直しするために事務的な部分での支援が必要になりますので、その事務的な支援ということでございます。4番は共済の従来の方についての予算額でございます。5番目が、この所得補償対策がコスト対策も組み合わせた総合的な所得補償対策ということで、燃油、養殖業配合飼料の価格高騰対策として、積まれている金額でございます。こういった形で518億円ということになっております。

次のページにカラーで全体図がございますが、何度も説明されているものでございますけれども、資源管理への取組をした方に対して、収入安定対策がなされる、コスト対策として漁業者と国で1対1で積み立てたもので、燃油価格とか養殖業配合飼料の価格が高騰した時に補てんがなされると、その2つが組み合わさったものとなっております。要求額から若干減ってはございますけれども、基本的な枠組みというのは要求したとおりに認められておまして、掛け金の補助ですとか、積立ぷらす1対3になりまして、先ほどご質問のあった要件等につきましても、今回は資源管理計画等を作成して、それを確実に実行するということと、共済に実質加入すること、この2点だけが積立ぷらすの要件という

ことで、非常に入りやすい制度になっております。比較的少ない掛け金で有利な積立ぷらすという支援が得られるということで、積極的な活用をお願いしたいと思います。

具体的に、これから資源管理計画を漁業者団体の方に作っていただいて、それを水産庁なり都道府県なりで確認をするということが必要になるんですけども、それにつきましては、国のほうの私どもと、都道府県のそれぞれ県庁のほうでご相談させていただきながら、資源管理計画の作成をお手伝いさせていただきますので、ぜひとも積極的にコンタクトいただければ、皆様の共済加入に間に合うように準備を進めていきたいと思っております。

それでは次のページにいていただきまして、これが先ほどの資源管理指針ですとか、計画を作成する際の事務的な補助という形です。8-2ということで、資源管理体制推進事業、これが都道府県が資源管理指針の策定し、見直しするですとか、都道府県が設置する資源管理協議会が履行確認を行ったりする、そのための経費ということで総額で5億8千万円ぐらい確保できております。

次のページにいていただきまして、資源管理指針等推進事業。こちらのほうは主に大臣管理漁業についてのものという整理になるんですけど、資源管理計画を作成、見直しをしていただく時に、漁業者協議会の開催が当然のことながら必要となりますので、その開催経費の補助ですとか、資源管理計画を作成、評価したりする時に必要な調査、魚種のいろいろな科学的な調査もしつつ、その成果も踏まえて計画を見直ししていただく時の調査の経費とか、そういったものがこれに積まれておりまして、これが8,600万円程度ということでございます。

さらにその次のページにいていただきまして、これは518億の内数には入っていないものなんですけども、これが資源管理に関連します減船等の予算です。これが再編整備等推進支援事業ということで、こちらの予算がついております。こちらのほうも新たに資源管理指針・計画という体制になるということで、資源管理計画に基づいて行われる減船等に対する支援ということになっております。中ほど2-(1)①の星印のところ、ここが若干、今回要件緩和された部分なのでご説明いたしますと、残存漁業者の負担割合というのは従来決まっていたんですけども、今回、要件緩和がされまして、減船する者と残存漁業者の間で合意した負担割合で事業を実施できるようになっているということでございます。

その他、魚種や漁業種類等を転換する場合の漁具、漁労設備の取得支援等もこちらに含まれております。それから(3)の部分なんですけれども、回復計画につきまして、これ

はもともと回復計画の支援事業を組み替えた事業なんですけれども、回復計画に基づく休漁等についての休漁支援、それから漁具改良への支援等々、こちらについてはこの事業の中で23年度までは継続されるという形になります。次のページ以降、補助率等書かれていて、事業の仕組み、これは基金を積んでやる形になるんですけれども、その説明です。この形は従来のもので変わりませんので、また見ていただければと思います。説明のほうは以上です。

**○橋本会長**

ありがとうございました。23年度の予算、今回の所得補償対策、あるいは新しい資源管理指針、そういったものに関する新しい予算の説明がございました。この予算の説明に関連して何かご質問等ございますか。

**○野村（義）委員**

ありませんね。

**○橋本会長**

ありがとうございます。それでは資料7、8の議題を終わりにして、議題4のその他でございますが、委員の皆様から、この機会でございますから何かご発言等ございますでしょうか。田中委員。

**○田中委員**

大中まき網の田中でございます。クロマグロ資源の管理について、意見を少し述べさせていただきます。我々は、まき網業界として、これまでも国の指導によって、積極的な管理に取り組んできました。今回、国が示された管理措置強化の内容は国際的な約束事によるものとはいえ、国内においては九州、日本海地域の大中型まき網漁業だけが他の漁業者に先行して漁獲量の上制限に取り組む事となっておりますが、我々まき網漁業者は長年にわたって同資源を有効に活用しており、今回の管理措置を実施することは、まさに経営の根幹にかかわる大変な重要なものであります。

ご承知のとおり、九州地域の大中型まき網漁業は、東シナ海の国際漁場において韓国、中国等の外国漁船と競合する大変厳しい操業環境にさらされております。このような厳しい状況の中、今回、我々は保存管理措置を行う苦渋の決断をいたしました。国におかれましては、我々の決断が無駄になることのないよう、内外を問わず同資源を利用するすべての漁業者が一体となって管理に取り組むことを、ぜひとも推進していただきたいと存じます。

また、今回の管理措置を行うにあたっては、漁業経営継続が優遇されるようなものになりますので、国におかれましては同資源の実体管理が円滑に行われるよう指導体制の確保と、所得補償では補えない部分については、特段の支援策を講じていただきますようお願いいたします。以上でございます。

#### ○橋本会長

ありがとうございました。要望ということですが、何か水産庁側からは。

#### ○長谷沿岸沖合課長

わかりましたということだと思います。所得補償というか、収入安定対策も使っていたく、それで、足りない部分があるというお話ですけども、いろいろな形で資源管理の取組を支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まき網だけがという感じでお話がありましたけれど、今日決まりましたように、沿岸の曳き縄等含めまして、全体で取り組んでいくということでありまして、この海域が先行しますけれども、引き続き太平洋側も取組が広がるよう進めていきたい、国全体としてやっていく、また交渉もそれを踏まえてしっかりとやっていくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○橋本会長

水産庁の力強い決断の表明もございましたが、ほかによろしいですか。どうぞ。

#### ○野村（俊）委員

中国の虎網に関して、お尋ねいたします。先月、業界紙に中国の虎網が急速に、隻数が膨張するというような記事が載っておりました。2009年が8隻、2010年が71隻、今年が200隻から300隻になろうかと、そういうような予想でございます。我々は東シナ海の暫定水域で、中国船による操業妨害とかそういったものを受けているわけですね。中国漁船の集結した海域はトラブルを起こさないために避けて、ほかの漁場で操業するという、そういう実情でございます。

我々は、ご承知のように代船建造もままならず、老朽化しております。そこにもってきてこのような中国の新鋭の船が大挙して来た場合に、東シナ海の資源はどうなるのか。我々が経営の根幹としておる宝の漁場というか、東シナ海での操業が安全に続けていかれるのか、その辺が大変不安になっております。そこで、こういう中国の政府も、それを資源の観点から危惧を持って、規制をかけるような記事になっておりました。今後交渉の中で、そういったものを何とぞ協議していただきたい。そのように思うところでございます。以

上です。

**○橋本会長**

ありがとうございました。江口部長。

**○江口資源管理部長**

お答え申し上げます。中国との交渉は今月の半ばに予定しております。今お話がございましたように、日中の暫定措置水域、例えば中国漁船の操業隻数の削減、そういったことを念頭に東シナ海の資源管理の推進という観点から中国とは交渉をしてみたいと思っております。それから虎網については、最近、急増しているということもございますので、中国側からよく状況を聞いた上で今後の対応についても考えていきたいと思っております。以上です。

**○橋本会長**

ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。もう、そろそろ予定していた時刻は過ぎているようでございますけども。それでは事務局から連絡事項をお願いしたいと思えます。

**○坂本管理課課長補佐**

それでは、本委員会におかれております3つの部会について、それぞれの調査審議の結果をこの本委員会でも報告することになっておりますので、ごくごく簡単にご報告させていただきます。昨日の1時半から開催されました第18回日本海北部会のほうでは、3つの資源回復計画、マガレイ、ハタハタ資源回復計画、マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画、それからスケトウダラの資源回復計画の取組状況の報告がされております。引き続き開催された19回日本海西部会では日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画の取組状況の報告が行われました。本日午前行われました第19回九州西部会のほうでは、九州山口北西海域トラフグ資源回復計画、南西諸島海域マチ類資源回復計画、有明海ガザミ資源回復計画の取組状況の報告が行われております。一応、事務規程にございますことですので、報告させていただきます。

**○橋本会長**

事務局も早口でするようになりましたが、部会の設定された各海域において完結する事項について、それぞれ報告があったということでございます。それでは私も早口で、次回の委員会の開催予定について事務局からお願いします。

**○坂本管理課課長補佐**

本年も10月ごろに委員の皆様方のご都合も伺いながら、ほかの部会との調整もしながら開催いたしたいと思います。また各委員のほうには、こちらから日程調整等させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。本日は委員各位、ご臨席の皆様方におかれましては、議事進行のご協力及び非常に熱心なご意見をいただきましてありがとうございました。最後に議事録の署名人に指名させていただいた新潟の小田政市委員、農林水産大臣選任委員から野村俊郎委員、このお二方には後日、事務局から本日の委員会の議事録が送付されますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは長時間にわたり、誠にありがとうございました。これをもちまして第17回の日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会